高校生版

これだけは知っておきたい！

働くときの知識

○×クイズ　これは許されますか？

Q1 高校生なので時給は800円だといわれた

Q2 目標が達成できないのでクビだといわれた

Q3 見習い期間は１週間、その間の賃金は支払わないといわれた

Q4 残業代は２時間まで、それ以上の残業代は能力不足によるものだから支払わないといわれた

Q5 時給1,300円といわれて入社したのに、入社後に時給1,200円といわれた

Q6 アルバイトには有給休暇はないといわれた

Q7 仕事をやめたいのに次の人が決まるまでダメだといわれた

Q8 仕事でケガをしたのにアルバイトだから労災保険適用にはならないといわれた

Q9 クリスマスケーキの販売ノルマを達成できなかった分は、バイト代から天引きするといわれた

Q10 就職試験や面接のときに、家族構成や親の職業について聞かれた

※答えは裏面を見てください

東京都産業労働局

クイズの答え

問1	✕	高校生であっても、最低賃金額を下回る時給にはできません。(7ページ)
問2	✕	解雇には、社会の常識にかなう納得できる理由が必要です。単に「目標が達成できない」という理由だけで解雇が許される場合は少ないでしょう。(14ページ)
問3	✕	見習い期間であっても、会社（上司・先輩）の指示に従っていたのであれば、会社は賃金を払わなければなりません。(7ページ)
問4	✕	会社は、働かせた分の残業代を支払わなければなりません。(7ページ、11ページ事例3)
問5	✕	会社は約束した労働条件を下回る内容で働かせることはできません。(9ページ事例1)
問6	✕	アルバイトであっても、6か月以上働き続けた場合には、有給休暇を取ることができます。(7ページ)
問7	✕	いつやめられるかは、期間を決めて働いているかどうかなどによって異なりますが、次の人が決まるかどうかとは関係がありません。(12ページ事例4)
問8	✕	アルバイトであっても、仕事が原因のケガの治療費は、労災保険から支払われます。(8ページ)
問9	✕	ノルマを達成できなかった分を買い取る義務はありませんし、その分を給料から事前に差し引くことは許されません。(10ページ事例2)
問10	✕	企業は、差別をすることなく公正な採用選考を行うことが求められています。家族構成や親の職業について聞くことは許されません。(5～6ページ、13ページ事例5)

目　次

1．働くこととは …… 1
（1）会社が働く人に求めること …… 1
（2）働く人が会社に求めること …… 1

2．知っておきたい働くときの約束ごと …… 2
（1）労働基準法とは …… 2
（2）就業規則とは …… 2
（3）労働条件の明示義務とは …… 2
（4）労働組合とは …… 2

3．いろいろな働きかた …… 3
（1）労働契約と請負・委託契約の違い …… 3
（2）正社員と非正規雇用労働者の違い …… 3
（3）直接雇用と間接雇用の違い …… 3

4．会社の選びかた …… 4

5．公正な採用選考 …… 5

6．働き始めてから …… 7
（1）労働時間と賃金について …… 7
（2）休憩時間・休暇・休日について …… 7
（3）社会保険 …… 8
（4）出産時・育児・介護の制度 …… 8

7．よくあるトラブル事例編 …… 9
事例 1　求人広告と実際の賃金が違った場合 …… 9
事例 2　働いていて損害賠償を請求された場合 …… 10
事例 3　残業代が一部支払われなかった場合 …… 11
事例 4　アルバイトをやめられない場合 …… 12
事例 5　採用面接で法や指針に抵触するおそれのある質問をされた場合 …… 13

8．アルバイトをするうえで知っておいてほしいこと …… 14

9．会社の給与明細の見方 …… 15

10．求人票の見方 …… 17

11．相談窓口連絡先一覧 …… 22
ハローワーク …… 22
労働基準監督署 …… 23
年金事務所 …… 24
東京しごとセンター …… 24
東京都労働相談情報センター …… 25